

# 標準処理期間

(業務課)

法令名	根拠条項	許認可等の種類	所轄課	標準処理期間	
				經由期間(經由先) (注)經由期間は内数	協議期間 (協議先)
覚せい剤取締法	3-1	覚せい剤施用機関・覚せい剤研究者の指定	業務課	10日	5日(宇都宮市保健所)
覚せい剤取締法	11-1	覚せい剤施用機関・覚せい剤研究者指定証再交付	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
覚せい剤取締法	12	覚せい剤施用期間・覚せい剤研究者指定証記載事項変更届	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
覚せい剤取締法	30の2	覚せい剤原料取扱者・覚せい剤原料研究者の指定	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
覚せい剤取締法	30の5	覚せい剤原料取扱者・覚せい剤原料研究者指定証再交付	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
覚せい剤取締法	30の5	覚せい剤原料取扱者・覚せい剤原料研究者指定証記載事項変更届	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
大麻取締法	5-1	大麻取扱者の免許	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
大麻取締法	10-1	大麻取扱者免許取消	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
大麻取締法	10-6	大麻取扱者免許証再交付	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
大麻取締法	14	大麻持出の許可	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
麻薬及び向精神薬取締法	3-1	麻薬(卸売業・小売業・施用・管理・研究)者の免許	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
麻薬及び向精神薬取締法	9-1	麻薬(卸売業・小売業・施用・管理・研究)者免許記載事項変更届	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
麻薬及び向精神薬取締法	10-1	麻薬(卸売業・小売業・施用・管理・研究)者免許再交付	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
麻薬及び向精神薬取締法	24-12-1	麻薬小売業者間譲渡許可	"	5日	
麻薬及び向精神薬取締法	50-1	向精神薬卸売業者・向精神薬小売業者の免許	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
麻薬及び向精神薬取締法	50の4	向精神薬卸売業者・向精神薬小売業者免許証記載事項変更届	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
麻薬及び向精神薬取締法	50の4	向精神薬卸売業者・向精神薬小売業者免許再交付	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
麻薬及び向精神薬取締法	50の5-1	向精神薬試験研究施設設置者の登録	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
麻薬及び向精神薬取締法	50の7	向精神薬試験研究施設登録証記載事項変更届	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
麻薬及び向精神薬取締法	50の7	向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付	"	10日	5日(宇都宮市保健所)
麻薬及び向精神薬取締法 施行規則	9の2-6	麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届	"	5日	
麻薬及び向精神薬取締法 施行規則	9の2-7	麻薬小売業者間譲渡許可変更届	"	5日	
麻薬及び向精神薬取締法 施行規則	9の2-10	麻薬小売業者間譲渡許可書再交付	"	5日	

(保健所)

法令名	根拠条項	許認可等の種類	所轄課	標準処理期間	
				經由期間(經由先) (注)經由期間は内数	協議期間 (協議先)
覚せい剤取締法	3-1	覚せい剤施用機関・覚せい剤研究者の指定	保健所	10日	5日(保健所支所)
覚せい剤取締法	11-1	覚せい剤施用機関・覚せい剤研究者指定証再交付	"	10日	5日(保健所支所)
覚せい剤取締法	12	覚せい剤施用期間・覚せい剤研究者指定証記載事項変更届	"	10日	5日(保健所支所)
覚せい剤取締法	30の2	覚せい剤原料取扱者・覚せい剤原料研究者の指定	"	10日	5日(保健所支所)
覚せい剤取締法	30の5	覚せい剤原料取扱者・覚せい剤原料研究者指定証再交付	"	10日	5日(保健所支所)
覚せい剤取締法	30の5	覚せい剤原料取扱者・覚せい剤原料研究者指定証記載事項変更届	"	10日	5日(保健所支所)
大麻取締法	5-1	大麻取扱者の免許	"	10日	5日(保健所支所)
大麻取締法	10-1	大麻取扱者免許取消	"	10日	5日(保健所支所)
大麻取締法	10-6	大麻取扱者免許証再交付	"	10日	5日(保健所支所)
大麻取締法	14	大麻持出の許可	"	10日	5日(保健所支所)
麻薬及び向精神薬取締法	3-1	麻薬(卸売業・小売業・施用・管理・研究)者の免許	"	10日	5日(保健所支所)
麻薬及び向精神薬取締法	9-1	麻薬(卸売業・小売業・施用・管理・研究)者免許記載事項変更届	"	10日	5日(保健所支所)
麻薬及び向精神薬取締法	10-1	麻薬(卸売業・小売業・施用・管理・研究)者免許再交付	"	10日	5日(保健所支所)
麻薬及び向精神薬取締法	50-1	向精神薬卸売業者・向精神薬小売業者の免許	"	10日	5日(保健所支所)
麻薬及び向精神薬取締法	50の4	向精神薬卸売業者・向精神薬小売業者免許証記載事項変更届	"	10日	5日(保健所支所)
麻薬及び向精神薬取締法	50の4	向精神薬卸売業者・向精神薬小売業者免許再交付	"	10日	5日(保健所支所)
麻薬及び向精神薬取締法	50の5-1	向精神薬試験研究施設設置者の登録	"	10日	5日(保健所支所)
麻薬及び向精神薬取締法	50の7	向精神薬試験研究施設登録証記載事項変更届	"	10日	5日(保健所支所)
麻薬及び向精神薬取締法	50の7	向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付	"	10日	5日(保健所支所)